

各 位

会 社 名 日本郵船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長澤 仁志
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各一部
問 合 せ 先 法務・フェアトレード推進グループ長
小田 良一 (TEL. 03-3284-5151)

「役員報酬B I P信託」の信託期間延長に伴う追加拠出に関するお知らせ

当社は、2016年6月開催の定時株主総会における承認決議により導入した当社取締役及び経営委員（社外取締役等を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として採用している「役員報酬B I P信託」（以下「B I P信託」）について、本年3月28日に開示のとおり、3年間の信託期間の延長による本制度の継続（2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）を取締役会で決議しております。本日開催の取締役会において、これらの決議の範囲内でB I P信託への金銭の追加拠出の実施等を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. B I P信託への金銭の追加拠出の概要等

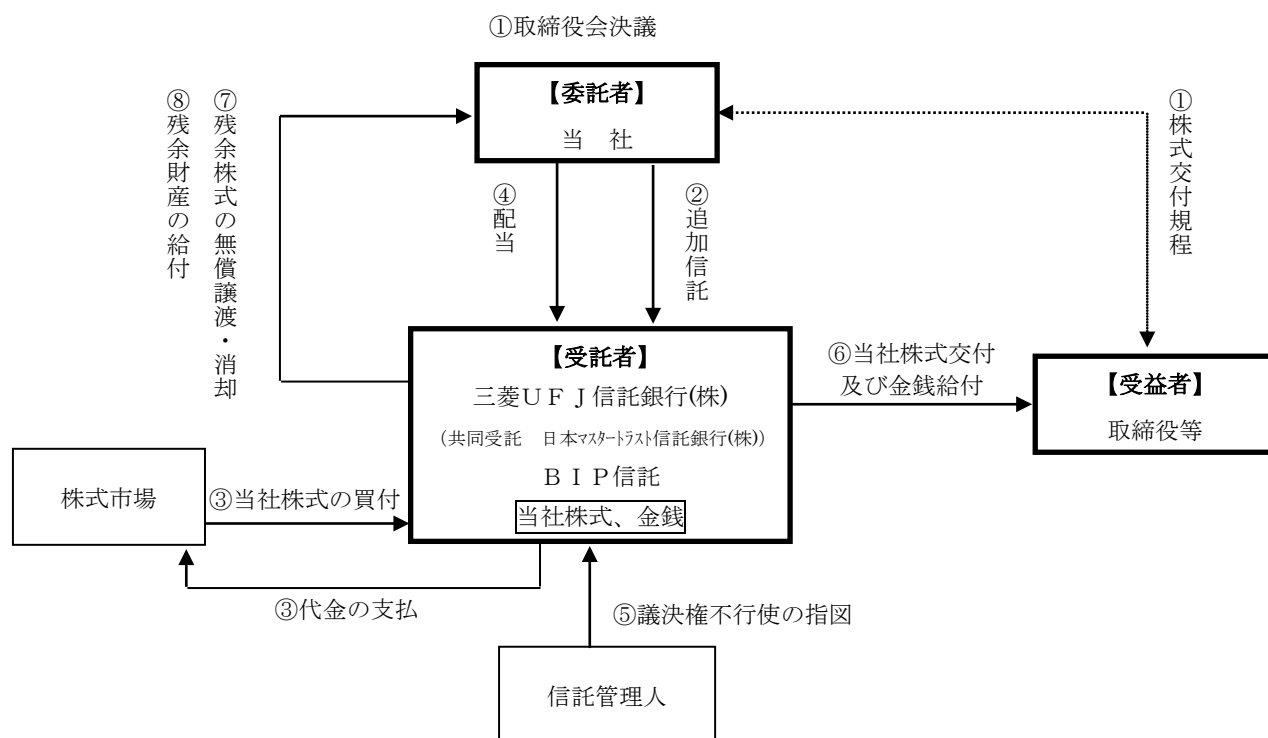
【B I P信託への金銭の追加拠出の概要】

- ① 取得株式の種類： 当社普通株式
- ② 追加拠出信託金： 455百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ③ 株式の取得時期： 2019年8月6日（予定）～2019年8月30日（予定）
- ④ 株式の取得方法： 株式市場での市場買付けにより取得

【信託・株式関連事務】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社がB I P信託の受託者となり信託関連事務を行います。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。

2. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は本制度の継続に関して、取締役会にて決議しております。なお、当社は本制度に関する株式交付規程を制定済みです。
- ② 当社は信託契約の変更の合意に基づき、2016年6月の定時株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）の期間を延長します。
- ③ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、②で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、2016年6月の定時株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 2022年6月頃に、受益者は、当社の株式交付規程に従い、当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金銭を受領します。
- ⑦ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の延長及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行うこととします。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金額を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

以 上